

訴 状

事件名:損害賠償請求事件

令和7年6月6日作成

庄原簡易裁判所 御 中

(送達場所)

原 告

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 309

高 野 邦夫(コウノクニオ)

被 告

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 406

津 田 廣雄(ツダヒロオ)

訴訟物の価額	金 217,000 円
貼用印紙額	金 3,000 円
予納郵券	金 7,000 円

付 属 書 類

甲号証 写し	3 通
証拠説明書(1)	1 通



記

請求の趣旨

- 1.被告は原告に対し金 217,000 円、及びこれに対する令和7年7月7日から完済に至るまで年3分の割合による金員の支払をせよ。
- 2.訴訟費用は被告の負担とする。
- 3.以上の通りの判決、及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因

- 1.庄原簡易裁判所平成29年(ハ)8号損害賠償請求事件の確定判決(甲第1号証)の賠償金が8年有余経過するも、有効な弁済提供もなく未履行のまま今日に至っている。
- 2.庄原簡易裁判所令和6年(ハ)16号損害賠償請求事件の確定判決(甲第2号証)の賠償金が、有効な弁済提供もなく未履行のまま今日に至っている。
- 3.甲第3号証は上記2件の速やかに解決するため、原告が催告書を作成して簡易書留で被告に送付したものであるが、被告が不在を理由に受け取らなかったものである。
- 4.以上の詳細については、被告の答弁書を拝見した後に準備書面等で明らかにする。

以上原告 高 野 邦夫(コウノクニオ)

